

公 告

分任契約担当官

陸上自衛隊関西補給処桂支処

会計課長 増 田 有 貴

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

(1) 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気

件 名	規格	履行場所	履行期間	入札日時	入札場所
ア 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気 仕様書A (再生可能エネルギー比率 <u>100%</u>)	仕様書の とおり	陸上自衛隊 桂駐屯地	令和 5 年 4 月 1 日 (土) 0000 ～ 令和 6 年 3 月 3 1 日 (日) 2400	令和 5 年 2 月 2 2 日 (水) 1 0 0 0	陸上自衛隊 桂駐屯地 本部庁舎 1 F 多目的室
イ 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気 仕様書B (再生可能エネルギー比率 <u>60%以上</u>)				同日 1 0 3 0	
ウ 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気 仕様書C (再生可能エネルギー比率 <u>30%以上</u>)				同日 1 1 0 0	
エ 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気 仕様書D (再生可能エネルギー比率 <u>0%</u>) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				同日 1 1 3 0	

(2) 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気

件 名	規格	履行場所	履行期間	入札日時	入札場所
ア 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気 仕様書A (再生可能エネルギー比率 <u>100%</u>)	仕様書の とおり	陸上自衛隊 桂駐屯地	令和 5 年 4 月 1 日 (土) 0000 ～ 令和 6 年 3 月 3 1 日 (日) 2400	令和 5 年 2 月 2 2 日 (水) 1 0 0 0	陸上自衛隊 桂駐屯地 本部庁舎 1 F 多目的室
イ 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気 仕様書B (再生可能エネルギー比率 <u>60%以上</u>)				同日 1 0 3 0	
ウ 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気 仕様書C (再生可能エネルギー比率 <u>30%以上</u>)				同日 1 1 0 0	
エ 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気 仕様書D (再生可能エネルギー比率 <u>0%</u>) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				同日 1 1 3 0	

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者。
- (3) 令和 4・5・6 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、『C 等級』以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。

- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。(適合証明書を提出すること。)
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、1(1)及び1(2)のそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。この際、1(1)エ及び1(2)エの入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率(%)を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、2(5)及び2(12)に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書(様式別途配布)を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送(FAX不可)

(3) 提出期限

令和5年2月17日(金) 17時00分

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、2月20日(月)1700までに書面(FAX含む)により入札参加希望者に回答する。

- (1) 2(1)から(12)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率100%にて応札をできる者がいる場合は「仕様書A(再生可能エネルギー比率100%)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、2(1)から(12)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書B(再生可能エネルギー比率60%以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (3) 第2号の要件を満たせない場合において、2(1)から(12)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書C(再生可能エネルギー比率30%以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (4) 第3号の要件を満たせない場合において、2(1)から(12)までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書D(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、陸上自衛隊関西補給処桂支処総務部会計課において令和5年2月2日(木)から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX・電子メール等でも配布する。
(土曜・日曜・祝日を除く08:30~17:00)
- (2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(FAX可)

6 入札説明会及び競争入札実施要領等

(1) 入札説明会

一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

(2) 入札実施要領

ア 1(1)ア及び1(2)アの入札で応札をできる者がいる場合

1(1)ア及び1(2)アの入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

- イ 1 (1) ア及び1 (2) アの入札で落札者がいなかった場合 (再度入札を含む)、あるいは1 (1) ア及び1 (2) アの入札で応札をできる者がなかった場合
1 (1) イ及び1 (2) イの入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。
- ウ 1 (1) イ及び1 (2) イの入札で落札者がいなかった場合 (再度入札を含む)、あるいは1 (1) イ及び1 (2) イの入札で応札をできる者がなかった場合
1 (1) ウ及び1 (2) ウの入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。
- エ 1 (1) ウ及び1 (2) ウの入札で落札者がいなかった場合 (再度入札を含む)、あるいは1 (1) ウ及び1 (2) ウの入札で応札をできる者がなかった場合
1 (1) エ及び1 (2) エの入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。
- オ 入札において、1 (1) ア及び1 (2) アの入札案件が落札に至った場合、1 (1) イ～エ及び1 (2) イ～エの入札は全て実施しない。
- カ 入札において、1 (1) イ及び1 (2) イの入札案件が落札に至った場合、1 (1) ウ～エ及び1 (2) ウ～エの入札は全て実施しない。
- キ 入札において、1 (1) ウ及び1 (2) ウの入札案件が落札に至った場合、1 (1) エ及び1 (2) エの入札は実施しない。

7 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 入札方法及び落札の決定

(1) 落札決定方式

1 (1) 及び1 (2) を合計した予定総価

(ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)

- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価 (基本料金単価) 及び使用電力量に対する単価 (電力量料金単価) を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)
※入札書の作成においては、「11 その他(7)」で示す要領に確実に従うこと。

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。

大まかな方針は以下の通り

- ・本入札は令和5年度本予算 (暫定予算を含む。) 成立を前提とする。
- ・契約締結日は令和5年4月1日を基準とする。

11 その他

(1) 郵便入札は、令和5年2月21日(火)17時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も同時に送付すること(細部は11(7)による)。

(2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。

(3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)

(4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、陸上自衛隊関西補給処桂支処総務部会計課で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面隊ホームページでも閲覧できる。

(5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いする。

(6) 6(2)入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはオ～キ項に該当した入札書に関しては、開封することなく返送する。入札書の返送を受けた業者は、別添の受領書に異状なく受領した旨を記載し返送することとする。

(7) 入札書に関しては、1(1)ア～エ及び1(2)ア～エまでの各入札案件ごと、それぞれの案件名(または仕様書名)、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、1(1)ア～エ及び1(2)ア～エまでの再度入札への入札を希望する場合は、案件名(または仕様書名)、入札日時及び場所に加え案件名の最後に(再度入札分)と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。郵便入札による場合は、これら個別の封筒を一括封緘する外封筒を作成し、下記担当者宛に送付することとする。

(8) 問い合わせ先

〒615-8103 京都市西京区川島六ノ坪 陸上自衛隊桂駐屯地

TEL: 075-381-2125 FAX: 075-381-8881 (直通)

ア 入札及び契約手続き等に関する事項

桂支処総務部会計課 担当: 新谷(しんたに)(内線341)

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

桂支処総務部管理課 担当: 加藤(内線368)

本公告は、陸上自衛隊桂駐屯地 桂支処会計課 掲示板
陸上自衛隊桂駐屯地ホームページに掲示している。

仕様書 A

1 概要

- (1) 件名 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気
- (2) 需給場所 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）
京都府京都市西京区川島六ノ坪
- (3) 業種及び用途 官公庁（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式、契約受電設備

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6, 0 0 0 V
ウ 計量電圧	6, 0 0 0 V
エ 標準周波数	6 0 H z
オ 受電方式	1 回線受電
カ 契約受電設備	1, 7 4 5 K V A
キ 蓄熱負荷設備の有無	有
a （設備容量 5 0 . 5 6 5 K V A）	
b 蓄熱計量設備	無

- (2) 契約電力および予定電力使用量

ア 契約電力 5 5 0 K W

（過去 3 年間の月別最大電力負荷曲線は資料 1 のとおり、前年度の夏季最大電力発生日における時間帯別電力負荷曲線は資料 2 のとおりとする。）

イ 予定電力使用量 2, 1 7 9, 0 0 0 K W H

（月別の予定電力使用量は、別紙 1・2 のとおり）

- (3) 供給電気の種類等

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率 1 0 0 % とすること。」

（参照：付紙第 1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要、付紙第 2 Going100% - RE100 (<http://there100.org/going-100>)）

なお、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出すること。

（参照：付紙第 3 及び第 4 提出様式例）

- (4) 契約期間

自 令和 5 年 4 月 1 日 0 時

至 令和 6 年 3 月 3 1 日 2 4 時

(5) 電力量の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針
電力量計の構成	
エネゲート	電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
形式	TP3E8-R
交流三相3線式	110ボルト5アンペア60ヘルツ
計器定数	1,000パルス/キロワット秒
	1,000パルス/キロバール秒
パルス定数	50,000パルス/キロワット時

(6) 需給地点

構内引込第1号柱上に設置した気中開閉器の電源側接点

(7) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

3 その他

- (1) 力率は電力コンデンサー75KVAを設置し、使用期間中100パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備500KVA1台を有している。
常用発電設備として
太陽光発電設備
(電圧0.2KV 電池出力3.33KW パワーコンディショナ容量10KW 1台
電圧0.2KV 電池出力0.265KW パワーコンディショナ容量4KW 1台
いずれも系統連系 有)を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、力率割引または割増、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - イ 使用電力の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(6) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことが出来ない場合は翌日以降に行うものとする。検針は計量器により記録された値によるものとする。(検針は計量日における計量器の読みによるものとする。)

(7) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は燃料費の調整を行う事が出来るものとする。なお燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(8) 精算金

契約受電設備を新たに設置し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は精算金を請求できるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

4 特記事項

本件による入札が不調になった場合、再生可能エネルギー比率60%以上での仕様書(仕様書B)を使用する。

仕様書 B

1 概要

- (1) 件名 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気
- (2) 需給場所 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）
京都府京都市西京区川島六ノ坪
- (3) 業種及び用途 官公庁（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式、契約受電設備

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6, 0 0 0 V
ウ 計量電圧	6, 0 0 0 V
エ 標準周波数	6 0 H z
オ 受電方式	1 回線受電
カ 契約受電設備	1, 7 4 5 K V A
キ 蓄熱負荷設備の有無	有
a (設備容量 5 0 . 5 6 5 K V A)	
b 蓄熱計量設備	無

- (2) 契約電力および予定電力使用量

ア 契約電力 5 5 0 K W

（過去 3 年間の月別最大電力負荷曲線は資料 1 のとおり、前年度の夏季最大電力発生日における時間帯別電力負荷曲線は資料 2 のとおりとする。）

イ 予定電力使用量 2, 1 7 9, 0 0 0 K W H

（月別の予定電力使用量は、別紙 1・2 のとおり）

- (3) 供給電気の種類等

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率 6 0 % とすること。」

（参照：付紙第 1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要、付紙第 2 Going100% - RE100 (<http://there100.org/going-100>))

なお、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出すること。

（参照：付紙第 3 及び第 4 提出様式例）

- (4) 契約期間

自 令和 5 年 4 月 1 日 0 時

至 令和 6 年 3 月 3 1 日 2 4 時

(5) 電力量の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針
電力量計の構成	
エネゲート	電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
形式	TP3E8-R
交流三相3線式	110ボルト5アンペア60ヘルツ
計器定数	1,000パルス/キロワット秒
	1,000パルス/キロバール秒
パルス定数	50,000パルス/キロワット時

(6) 需給地点

構内引込第1号柱上に設置した気中開閉器の電源側接点

(7) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

3 その他

- (1) 力率は電力コンデンサー75KVAを設置し、使用期間中100パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備500KVA1台を有している。
常用発電設備として
太陽光発電設備
(電圧0.2KV 電池出力3.33KW パワーコンディショナ容量10KW 1台
電圧0.2KV 電池出力0.265KW パワーコンディショナ容量4KW 1台
いずれも系統連系 有)を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、力率割引または割増、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - イ 使用電力の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(6) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことが出来ない場合は翌日以降に行うものとする。検針は計量器により記録された値によるものとする。(検針は計量日における計量器の読みによるものとする。)

(7) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は燃料費の調整を行う事が出来るものとする。なお燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(8) 精算金

契約受電設備を新たに設置し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は精算金を請求できるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

4 特記事項

本件による入札が不調になった場合、再生可能エネルギー比率30%以上での仕様書(仕様書C)を使用する。

仕様書 C

1 概要

- (1) 件名 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気
- (2) 需給場所 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）
京都府京都市西京区川島六ノ坪
- (3) 業種及び用途 官公庁（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式、契約受電設備

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6, 0 0 0 V
ウ 計量電圧	6, 0 0 0 V
エ 標準周波数	6 0 H z
オ 受電方式	1 回線受電
カ 契約受電設備	1, 7 4 5 K V A
キ 蓄熱負荷設備の有無	有
a (設備容量 5 0 . 5 6 5 K V A)	
b 蓄熱計量設備	無

- (2) 契約電力および予定電力使用量

ア 契約電力 5 5 0 K W

（過去 3 年間の月別最大電力負荷曲線は資料 1 のとおり、前年度の夏季最大電力発生日における時間帯別電力負荷曲線は資料 2 のとおりとする。）

イ 予定電力使用量 2, 1 7 9, 0 0 0 K W H

（月別の予定電力使用量は、別紙 1・2 のとおり）

- (3) 供給電気の種類等

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率 3 0 % とすること。」

（参照：付紙第 1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要、付紙第 2 Going100% - RE100 (<http://there100.org/going-100>))

なお、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出すること。

（参照：付紙第 3 及び第 4 提出様式例）

- (4) 契約期間

自 令和 5 年 4 月 1 日 0 時

至 令和 6 年 3 月 3 1 日 2 4 時

(5) 電力量の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針
電力量計の構成	
エネゲート	電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
形式	TP3E8-R
交流三相3線式	110ボルト5アンペア60ヘルツ
計器定数	1,000パルス/キロワット秒
	1,000パルス/キロバール秒
パルス定数	50,000パルス/キロワット時

(6) 需給地点

構内引込第1号柱上に設置した気中開閉器の電源側接点

(7) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

3 その他

- (1) 力率は電力コンデンサー75KVAを設置し、使用期間中100パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備500KVA1台を有している。
常用発電設備として
太陽光発電設備
(電圧0.2KV 電池出力3.33KW パワーコンディショナ容量10KW 1台
電圧0.2KV 電池出力0.265KW パワーコンディショナ容量4KW 1台
いずれも系統連系 有)を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、力率割引または割増、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - イ 使用電力の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(6) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことが出来ない場合は翌日以降に行うものとする。検針は計量器により記録された値によるものとする。（検針は計量日における計量器の読みによるものとする。

(7) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は燃料費の調整を行う事が出来るものとする。なお燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(8) 精算金

契約受電設備を新たに設置し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は精算金を請求できるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

4 特記事項

本件による入札が不調になった場合、再生可能エネルギー比率に係る条件は付さない仕様書（仕様書D）を使用する。

仕様書 D

1 概要

- (1) 件名 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）で使用する電気
 (2) 需給場所 陸上自衛隊桂駐屯地（事務所）
 京都府京都市西京区川島六ノ坪
 (3) 業種及び用途 官公庁（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式、契約受電設備

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6, 0 0 0 V
ウ 計量電圧	6, 0 0 0 V
エ 標準周波数	6 0 H z
オ 受電方式	1 回線受電
カ 契約受電設備	1, 7 4 5 K V A
キ 蓄熱負荷設備の有無	有
a (設備容量 5 0 . 5 6 5 K V A)	
b 蓄熱計量設備	無

- (2) 契約電力および予定電力使用量

ア 契約電力 5 5 0 K W

（過去 3 年間の月別最大電力負荷曲線は資料 1 のとおり、前年度の夏季最大電力発生日における時間帯別電力負荷曲線は資料 2 のとおりとする。）

イ 予定電力使用量 2, 1 7 9, 0 0 0 K W H

（月別の予定電力使用量は、別紙 1・2 のとおり）

- (3) 供給電気の種類等

供給する電気の再生可能エネルギー比率に係る条件は、設定しない。

- (4) 契約期間

自 令和 5 年 4 月 1 日 0 時
 至 令和 6 年 3 月 3 1 日 2 4 時

- (5) 電力量の検針

自動検針装置 有

電力会社の検針方法 自動検針

電力量計の構成

エネゲート 電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）

形式 T P 3 E 8 - R

交流三相 3 線式 1 1 0 ボルト 5 アンペア 6 0 ヘルツ

計器定数	1, 000パルス/キロワット秒
	1, 000パルス/キロバール秒
パルス定数	50, 000パルス/キロワット時

(6) 需給地点
構内引込第1号柱上に設置した気中開閉器の電源側接点

(7) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ

(8) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じ

3 その他

- (1) 力率は電力コンデンサー75KVAを設置し、使用期間中100パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。
- (3) 非常用自家発電設備500KVA1台を有している。

常用発電設備として

太陽光発電設備

(電圧0.2KV 電池出力3.33KW パワーコンディショナ容量10KW 1台

電圧0.2KV 電池出力0.265KW パワーコンディショナ容量4KW 1台

いずれも系統連系 有) を有している。

- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、力率割引または割増、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - イ 使用電力の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(6) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことが出来ない場合は翌日以降に行うものとする。検針は計量器により記録された値によるものとする。(検針は計量日における計量器の読みによるものとする。)

(7) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は燃料費

の調整を行う事が出来るものとする。なお燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(8) 精算金

契約受電設備を新たに設置し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は精算金を請求できるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

月別予定事務所使用電力量

項 月	使用電力量 (KWH)	昼間使用電力量 (KWH)	夜間使用電力量 (KWH)	重負荷電力量 (KWH)	予定力率	最大電力 (KW)	備考
4	128,000	73,000	55,000		100%	330	
5	126,000	68,000	58,000		100%	380	
6	189,000	121,000	68,000		100%	510	
7	241,000	64,000	102,000	75,000	100%	550	
8	242,000	64,000	100,000	78,000	100%	550	
9	215,000	57,000	91,000	67,000	100%	520	
10	141,000	82,000	59,000		100%	430	
11	128,000	72,000	56,000		100%	330	
12	188,000	105,000	83,000		100%	400	
1	210,000	111,000	99,000		100%	470	
2	190,000	104,000	86,000		100%	450	
3	181,000	106,000	75,000		100%	420	
合計	2,179,000	1,027,000	932,000	220,000	100%		

(備考)

※時間帯区分は、次のとおりとする。

※重負荷時間電力量 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日10時から17時までの時間で使用する電力量。
ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間での使用する電力量を除く。

※昼間時間電力量 毎日8時から22時までの時間で使用する電力量。
ただし、重負荷時間および、以下の「休日等」に定める日の時間の使用電力量を除く。

※夜間時間電力量 重負荷時間、昼間時間以外の時間で使用する電力量。

※休日等 休日等とは、次の日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日

月別予定事務所使用電力量

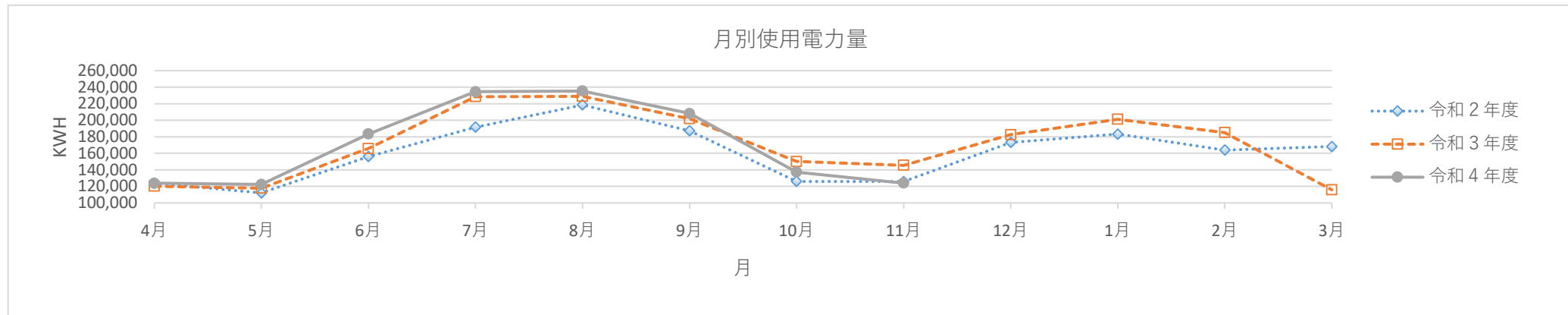
項 月	使用電力量 (KWH)	平日使用電力量 (KWH)	休日使用電力量 (KWH)	予定力率	最大電力 (KW)	備考
4	128,000	93,000	35,000	100%	330	
5	126,000	76,000	50,000	100%	380	
6	189,000	150,000	39,000	100%	510	
7	241,000	176,000	65,000	100%	550	
8	242,000	170,000	72,000	100%	550	
9	215,000	157,000	58,000	100%	520	
10	141,000	108,000	33,000	100%	430	
11	128,000	96,000	32,000	100%	330	
12	188,000	141,000	47,000	100%	400	
1	210,000	147,000	63,000	100%	470	
2	190,000	135,000	55,000	100%	450	
3	181,000	126,700	54,300	100%	420	
合計	2,179,000	1,575,700	603,300	100%		

(備考)

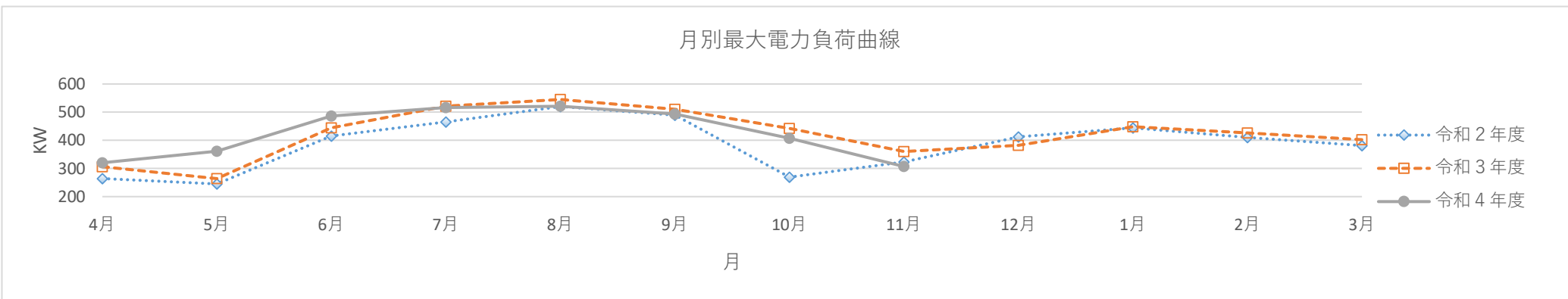
- ※休日使用電力量 休日扱いの日とは、次の日とする。
- (1) 土曜日および日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

※平日使用電力量 休日以外の日をいう。

陸上自衛隊桂駐屯地（事務所用）月別電力使用状況

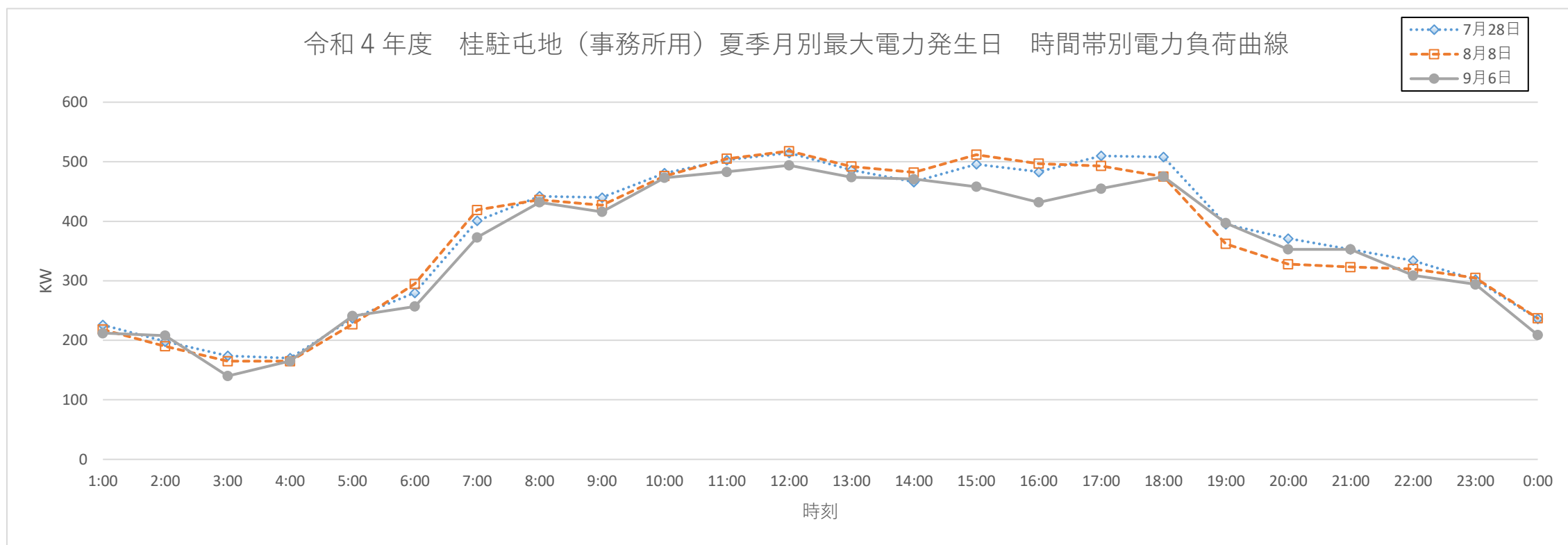


電力使用量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	(KWH)	124,076	112,144	156,184	191,646	218,519	187,257	126,122	125,812	173,247	183,203	163,900	168,200
令和3年度	(KWH)	120,268	117,877	165,793	228,520	228,896	201,869	150,157	145,571	182,494	201,120	185,164	115,796
令和4年度	(KWH)	123,813	122,393	183,503	234,425	235,306	208,250	137,378	124,050				



当月最大電力	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	(KWH)	264	245	415	465	520	489	269	323	412	444	410	381
令和3年度	(KWH)	306	264	444	521	545	510	442	360	382	448	426	402
令和4年度	(KWH)	320	361	486	516	521	493	407	307				

令和4年度 桂駐屯地（事務所用）夏季月別最大電力発生日 時間帯別電力負荷曲線



令和4年度 夏季月別最大電力発生日 時間帯別最大電力 (KW)

	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00
7月28日	226	198	174	170	237	280	401	442	440	481	503	515	486	466	496	483	510	508	395	371	353	334	302	236
8月8日	218	190	165	165	227	295	419	436	427	476	505	518	492	482	512	497	493	475	362	328	323	320	305	237
9月6日	212	208	140	165	241	257	373	432	416	473	483	494	474	471	458	432	455	475	397	353	353	309	294	209

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

RE 100

JOIN NOW

How To Guide

Companies joining RE100 make a global, public commitment to 100% renewable electricity.

To achieve this goal, they must match 100% of the electricity used across their global operations with electricity produced from renewable sources. These can include biomass (including biogas), geothermal, solar, water, and/or wind – either sourced from the market or self-produced.

What are the requirements to become a RE100 member?

1. Meet the joining criteria

To join the RE100 initiative, companies must meet certain requirements (i.e. size, sector) outlined in the RE100 **joining criteria** ([downloads/RE100 Joining Criteria.pdf](#)). The commitment includes all electricity that a company consumes (including self-generated electricity).

2. Set an ambitious RE100 target

RE100 companies must select a target date for achieving 100% renewable electricity. The minimum requirements are:

- 100% by 2050, with interim steps of at least:
- 60% by 2030;
- 90% by 2040

If a joining member company is already at 100% renewable electricity, they are invited to share the date they reached this achievement. In this case, and if the company has a year-on-year rolling target, its target year will be the reporting year.

The average target date for RE100 companies is 2028, with those based in more mature markets such as Europe and the US tending towards shorter timeframes. Based on the rate at which the global power system needs to be decarbonised to meet the ambitions in the Paris Agreement, no company should set a date later than 2050. **Setting a 100% renewable electricity target by 2030 at the latest shows a strong level of leadership.**

The target applies to all operations globally, but companies have the possibility to exclude from the scope of their target some small operations which have negligible impact on local demand, up to 100 MWh per market for a limited number of markets. The full details are available in our **Materiality Threshold** ([media.virbcdn.com/files/6e/b1012f213ef45d02-RE100MaterialityThresholdDec2019.pdf](#)) document.

3. Source renewable electricity in line with the RE100 criteria

RE100 member companies must progress towards their 100% commitment in line with the RE100 criteria, contained in the following three documents:

- A. **Technical Criteria** ([media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf](#)) (a version in **Mandarin Chinese** ([media.virbcdn.com/files/2f/b50645f29da10098-RE100TechnicalCriteria_Chinese.pdf](#)) is also available), which gives details on:

- The technologies that we consider to be renewable;
- The sourcing options we recognise (both self-generation and purchase options);
- How to make credible unique use claims depending on the sourcing option chosen

- B. **Guidance on making credible renewable electricity usage claims** ([media.virbcdn.com/files/62/53dc80177b9cc962-RE100CREDIBLECLAIMS.pdf](#)), providing details on:

- How renewable electricity claims are distinct from offsetting claims;
- The attributes needed to claim renewable electricity usage;
- The definition of a credible attribute tracking system – we have identified that RECS (US and Canada), GOs or REGO (Europe), T-REC (Taiwan), Green Power Certificate/J-Credit (renewables) (Japan), I-REC (International) and TIGR (International) meet those criteria

C. **Market boundary criteria** (/media.virbcdn.com/files/7e/191491523d3effa5-27052019_NoteonMarketBoundaryCriteria.pdf), defining what can be considered as a single electricity market; to comply with RE100, the electricity consumed by the members must be produced within the same market boundary as it is consumed. So far, the market boundaries are country boundaries, except from the European and the North American markets.

4. Report progress annually

Company progress towards 100% renewable electricity must be reported annually via the RE100 Reporting Spreadsheet or **CDP's Climate Change questionnaire**. (<https://guidance.cdp.net/en/tags?cid=2&ctype=theme&gettags=0&idtype=ThemeID&incchild=1µsite=1&otype=Guidance&page=1&tgprompt=TG-124%2CTG-127%2CTG-125>) Consumption and production of renewable electricity need to meet credibility and transparency requirements.

The data collected is published in the **RE100 annual reports** (<http://there100.org/reports-briefings>) and provides the insights on corporate renewable electricity sourcing and aggregated demand, that drive and direct our policy work globally.

5. Communicate transparently on the barriers faced

Procuring renewable electricity in some markets is challenging and we recognise that corporate ambition to reach 100% may outpace availability in some areas.

If a company does not reach their 100% target because they cannot make credible claims of renewable electricity use in a market, this does not represent a failure of the company. Rather, it is an opportunity to use their influence in combination with other RE100 members and supporting organisations to advocate for market change.

If none of the sourcing options considered as credible in the RE100 criteria is available – including onsite self-generation – we recommend that:

- Companies communicate transparently and publicly on the barriers they face in those markets and countries, as their voices are powerful;
- Companies operating in the country try to aggregate their demand and to develop a solution. We are happy to discuss opportunities to connect members in regions where sourcing renewable electricity is particularly challenging;
- Companies engage with key stakeholders such as governments and energy companies to develop new options that suit their needs.

Renewable energy is a fast-evolving sector and we expect that all regions will have renewable energy sourcing options available in the near future.

What is considered as leadership for corporate sourcing of renewable electricity?

There are multiple ways in which a company can demonstrate leadership on renewable electricity. **The leadership paper** (</media.virbcdn.com/files/ef/f8e97377fa5493be-RE100LeadershipPaper.pdf>) provides a framework for companies seeking to demonstrate leadership in the transition to 100% renewable electricity, and gives examples of best practice already being implemented by leading RE100 members.

Contact

For queries related to the joining criteria or to get in touch about joining RE100, please contact info@RE100.org (<mailto:info@RE100.org>).

For more information about the technical criteria, or any technical questions, please contact re100@CDP.net (<mailto:re100@CDP.net>).

[JOIN NOW \(MAILTO:INFO@RE100.ORG%20\)](mailto:info@RE100.org)

[Contact](#) [Press](#) [Terms & Conditions](#)

<http://there100.org/going-100>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再生エネルギー比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エネルギー

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

仕様書 A

1 概要

- (1) 件名 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気
- (2) 需給場所 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）
京都府京都市西京区川島六ノ坪
- (3) 業種及び用途 官公庁（整備工場）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式、契約受電設備

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6, 0 0 0 V
ウ 計量電圧	6, 0 0 0 V
エ 標準周波数	6 0 H z
オ 受電方式	1 回線受電
カ 契約受電設備	2, 7 9 0 K V A
キ 蓄熱負荷設備の有無	無

- (2) 契約電力および予定電力使用量

- ア 契約電力 4 6 0 K W
(その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
(過去 3 年間の月別最大電力負荷曲線は資料 1 のとおり、前年度の夏季最大電力発生日における時間帯別電力負荷曲線は資料 2 のとおりとする。)
- イ 予定電力使用量 9 6 5, 0 0 0 K W H
(月別の予定電力使用量は、別紙 1・2 のとおり)

- (3) 供給電気の種類等

- ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率 1 0 0 % とすること。」
(参照：付紙第 1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要、付紙第 2 Going100% - RE100 (<http://there100.org/going-100>))
なお、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出すること。
(参照：付紙第 3 及び第 4 提出様式例)

- (4) 契約期間

自	令和	5 年	4 月	1 日	0 時
至	令和	6 年	3 月	3 1 日	2 4 時

- (5) 電力量の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針
電力量計の構成	
大崎電気工業	電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
形式	A P 3 E P - R
交流三相 3 線式	1 1 0 ボルト 5 アンペア 6 0 ヘルツ
計器定数	1, 0 0 0 パルス / キロワット秒
	1, 0 0 0 パルス / キロバール秒
パルス定数	5 0, 0 0 0 パルス / キロワット時

- (6) 需給地点
構内引込第 1 号柱上に設置した気中開閉器の電源側接点
- (7) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ
- (8) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じ

3 その他

- (1) 力率は電力コンデンサー 1 0 0 K V A を設置し、使用期間中 1 0 0 パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。
- (3) 常用発電設備として
太陽光発電設備
(電圧 0.2KV 電池出力 0.22KW パワーコンディショナ容量 4KW 1 台
系統連系 有) を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 1 0 0 パーセントとし、力率割引又は割増、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
ア 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
イ 使用電力の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
オ 消費税額及び地方消費税額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (6) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことが出来ない場合は翌日以降に行うものとする。検針は計量器により記録された値によるものとする。（検針は計量日における計量器の読みによるものとする。

(7) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は燃料費の調整を行う事が出来るものとする。なお燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(8) 精算金

契約受電設備を新たに設置し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は精算金を請求できるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

4 特記事項

本件による入札が不調となった場合、再生可能エネルギー比率60%以上での仕様書（仕様書B）を使用する。

仕様書 B

1 概要

- (1) 件名 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気
- (2) 需給場所 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）
京都府京都市西京区川島六ノ坪
- (3) 業種及び用途 官公庁（整備工場）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式、契約受電設備

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6, 0 0 0 V
ウ 計量電圧	6, 0 0 0 V
エ 標準周波数	6 0 H z
オ 受電方式	1 回線受電
カ 契約受電設備	2, 7 9 0 K V A
キ 蓄熱負荷設備の有無	無

- (2) 契約電力および予定電力使用量

- ア 契約電力 4 6 0 K W
(その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
(過去 3 年間の月別最大電力負荷曲線は資料 1 のとおり、前年度の夏季最大電力発生日における時間帯別電力負荷曲線は資料 2 のとおりとする。)
- イ 予定電力使用量 9 6 5, 0 0 0 K W H
(月別の予定電力使用量は、別紙 1・2 のとおり)

- (3) 供給電気の種類等

- ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率 6 0 % とすること。」
(参照：付紙第 1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要、付紙第 2 Going100% - RE100 (<http://there100.org/going-100>))
なお、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出すること。
(参照：付紙第 3 及び第 4 提出様式例)

- (4) 契約期間

自	令和	5 年	4 月	1 日	0 時
至	令和	6 年	3 月	3 1 日	2 4 時

- (5) 電力量の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針
電力量計の構成	
大崎電気工業	電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
形式	A P 3 E P - R
交流三相 3 線式	1 1 0 ボルト 5 アンペア 6 0 ヘルツ
計器定数	1, 0 0 0 パルス / キロワット秒
	1, 0 0 0 パルス / キロバール秒
パルス定数	5 0, 0 0 0 パルス / キロワット時

- (6) 需給地点
構内引込第 1 号柱上に設置した気中開閉器の電源側接点
- (7) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ
- (8) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じ

3 その他

- (1) 力率は電力コンデンサー 1 0 0 K V A を設置し、使用期間中 1 0 0 パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。
- (3) 常用発電設備として
太陽光発電設備
(電圧 0.2KV 電池出力 0.22KW パワーコンディショナ容量 4KW 1 台
系統連系 有) を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 1 0 0 パーセントとし、力率割引又は割増、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
ア 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
イ 使用電力の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
オ 消費税額及び地方消費税額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (6) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことが出来ない場合は翌日以降に行うものとする。検針は計量器により記録された値によるものとする。（検針は計量日における計量器の読みによるものとする。

(7) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は燃料費の調整を行う事が出来るものとする。なお燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(8) 精算金

契約受電設備を新たに設置し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は精算金を請求できるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

4 特記事項

本件による入札が不調となった場合、再生可能エネルギー比率30%以上での仕様書（仕様書C）を使用する。

仕様書 C

1 概要

- (1) 件名 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気
- (2) 需給場所 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）
京都府京都市西京区川島六ノ坪
- (3) 業種及び用途 官公庁（整備工場）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式、契約受電設備

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6, 0 0 0 V
ウ 計量電圧	6, 0 0 0 V
エ 標準周波数	6 0 H z
オ 受電方式	1 回線受電
カ 契約受電設備	2, 7 9 0 K V A
キ 蓄熱負荷設備の有無	無

- (2) 契約電力および予定電力使用量

ア 契約電力	4 6 0 K W
（その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）	
（過去 3 年間の月別最大電力負荷曲線は資料 1 のとおり、前年度の夏季最大電力発生日における時間帯別電力負荷曲線は資料 2 のとおりとする。）	
イ 予定電力使用量	9 6 5, 0 0 0 K W H
（月別の予定電力使用量は、別紙 1・2 のとおり）	

- (3) 供給電気の種類等

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率 3 0 % とすること。」	
（参照：付紙第 1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要、付紙第 2 Going100% - RE100 (http://there100.org/going-100)）	
なお、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出すること。	
（参照：付紙第 3 及び第 4 提出様式例）	

- (4) 契約期間

自	令和	5 年	4 月	1 日	0 時
至	令和	6 年	3 月	3 1 日	2 4 時

- (5) 電力量の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針
電力量計の構成	
大崎電気工業	電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
形式	A P 3 E P - R
交流三相 3 線式	1 1 0 ボルト 5 アンペア 6 0 ヘルツ
計器定数	1, 0 0 0 パルス / キロワット秒
	1, 0 0 0 パルス / キロバール秒
パルス定数	5 0, 0 0 0 パルス / キロワット時

- (6) 需給地点
構内引込第 1 号柱上に設置した気中開閉器の電源側接点
- (7) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ
- (8) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じ

3 その他

- (1) 力率は電力コンデンサー 1 0 0 K V A を設置し、使用期間中 1 0 0 パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。
- (3) 常用発電設備として
太陽光発電設備
(電圧 0.2KV 電池出力 0.22KW パワーコンディショナ容量 4KW 1 台
系統連系 有) を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 1 0 0 パーセントとし、力率割引又は割増、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
ア 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
イ 使用電力の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
オ 消費税額及び地方消費税額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (6) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことが出来ない場合は翌日以降に行うものとする。検針は計量器により記録された値によるものとする。（検針は計量日における計量器の読みによるものとする。

(7) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は燃料費の調整を行う事が出来るものとする。なお燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(8) 精算金

契約受電設備を新たに設置し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は精算金を請求できるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

4 特記事項

本件による入札が不調となった場合、再生可能エネルギー比率に係る条件は付さない仕様書（仕様書D）を使用する。

仕様書 D

1 概要

- (1) 件名 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）で使用する電気
 (2) 需給場所 陸上自衛隊桂駐屯地（工場）
 京都府京都市西京区川島六ノ坪
 (3) 業種及び用途 官公庁（整備工場）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式、契約受電設備

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6, 0 0 0 V
ウ 計量電圧	6, 0 0 0 V
エ 標準周波数	6 0 H z
オ 受電方式	1 回線受電
カ 契約受電設備	2, 7 9 0 K V A
キ 蓄熱負荷設備の有無	無

- (2) 契約電力および予定電力使用量

ア 契約電力	4 6 0 K W
（その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）	
（過去 3 年間の月別最大電力負荷曲線は資料 1 のとおり、前年度の夏季最大電力発生日における時間帯別電力負荷曲線は資料 2 のとおりとする。）	
イ 予定電力使用量	9 6 5, 0 0 0 K W H
（月別の予定電力使用量は、別紙 1・2 のとおり）	

- (3) 供給電気の種類等

供給する電気の再生可能エネルギー比率に係る条件は、設定しない。

- (4) 契約期間

自	令和	5 年	4 月	1 日	0 時
至	令和	6 年	3 月	3 1 日	2 4 時

- (5) 電力量の検針

自動検針装置 有

電力会社の検針方法 自動検針

電力量計の構成

大崎電気工業	電力需給用複合計器（時間帯別・精密級）
形式	A P 3 E P - R
交流三相 3 線式	1 1 0 ボルト 5 アンペア 6 0 ヘルツ
計器定数	1, 0 0 0 パルス／キロワット秒

パルス定数 1, 000パルス/キロバール秒
50, 000パルス/キロワット時

(6) 需給地点
構内引込第1号柱上に設置した気中開閉器の電源側接点

(7) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ

(8) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ

3 その他

- (1) 力率は電力コンデンサー100KVAを設置し、使用期間中100パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。
- (3) 常用発電設備として
太陽光発電設備
(電圧0.2KV 電池出力0.22KW パワーコンディショナ容量4KW 1台
系統連系 有)を有している。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、力率割引又は割増、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - イ 使用電力の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (6) 検針日および計量
検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことが出来ない場合は翌日以降に行うものとする。検針は計量器により記録された値によるものとする。(検針は計量日における計量器の読みによるものとする。
- (7) 燃料費調整
供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は燃料費の調整を行う事が出来るものとする。なお燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。
- (8) 精算金

契約受電設備を新たに設置し、または契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合、供給者は精算金を請求できるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

月別予定工場使用電力量

項 月	使用電力量 (KWH)	昼間使用電力量 (KWH)	夜間使用電力量 (KWH)	重負荷電力量 (KWH)	予定力率	最大電力 (KW)	備考
4	61,000	45,000	16,000		100%	260	
5	54,000	38,000	16,000		100%	280	
6	82,000	64,000	18,000		100%	460	
7	102,000	27,000	23,000	52,000	100%	450	
8	87,000	23,000	20,000	44,000	100%	440	
9	87,000	23,000	19,000	45,000	100%	410	
10	63,000	46,000	17,000		100%	320	
11	65,000	48,000	17,000		100%	270	
12	87,000	61,000	26,000		100%	350	
1	95,000	66,000	29,000		100%	410	
2	95,000	65,000	30,000		100%	370	
3	87,000	64,000	23,000		100%	340	
合計	965,000	570,000	254,000	141,000	100%		

(備考)

※時間帯区分は、次のとおりとする。

※重負荷時間電力量 夏季（7月1日～9月30日までの期間）の毎日10時から17時までの時間で使用する電力量。
ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間での使用する電力量を除く。

※昼間時間電力量 毎日8時から22時までの時間で使用する電力量。
ただし、重負荷時間および、以下の「休日等」に定める日の時間の使用電力量を除く。

※夜間時間電力量 重負荷時間、昼間時間以外の時間で使用する電力量。

※休日等 休日等とは、次の日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日

月別予定工場使用電力量

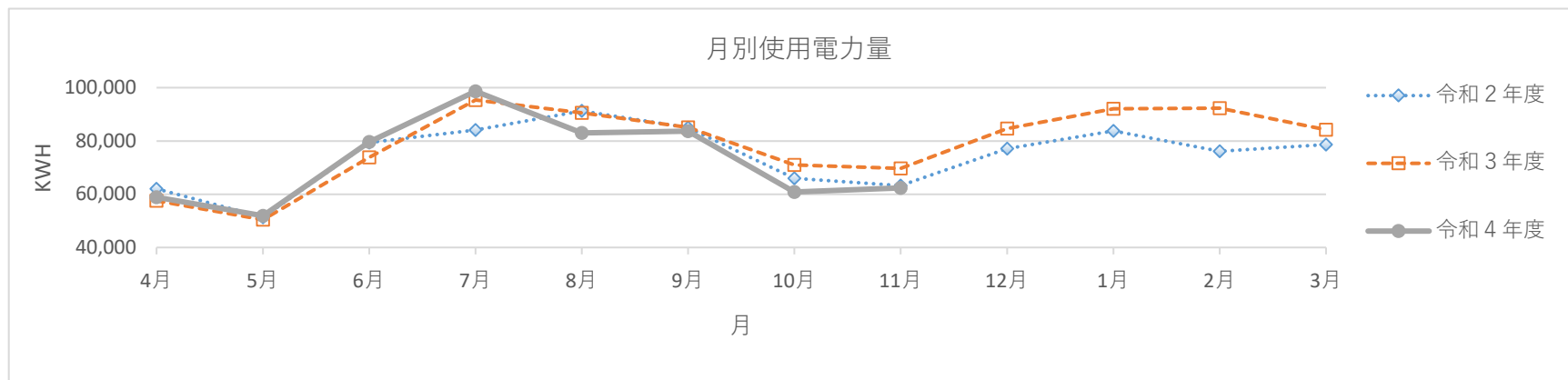
項 月	使用電力量 (KWH)	平日使用電力量 (KWH)	休日使用電力量 (KWH)	予定力率	最大電力 (KW)	備考
4	61,000	53,000	8,000	100%	260	
5	54,000	41,000	13,000	100%	280	
6	82,000	74,000	8,000	100%	460	
7	102,000	93,000	9,000	100%	450	
8	87,000	76,000	11,000	100%	440	
9	87,000	77,000	10,000	100%	410	
10	63,000	57,000	6,000	100%	320	
11	65,000	56,000	9,000	100%	270	
12	87,000	76,000	11,000	100%	350	
1	95,000	82,000	13,000	100%	410	
2	95,000	84,000	11,000	100%	370	
3	87,000	77,000	10,000	100%	340	
合計	965,000	846,000	119,000	100%		

(備考)

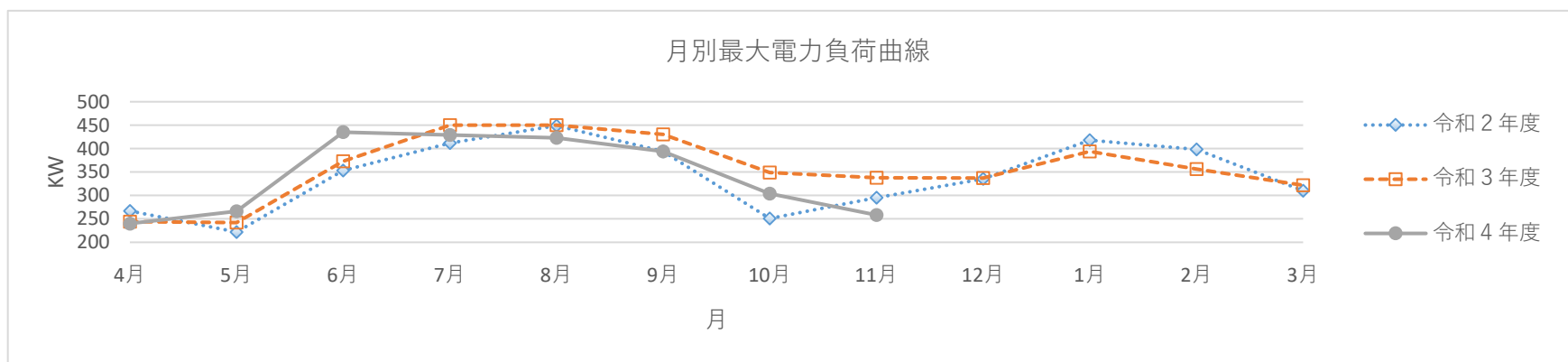
- ※休日使用電力量 休日扱いの日とは、次の日とする。
- (1) 土曜日および日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

※平日使用電力量 休日以外の日をいう。

陸上自衛隊桂駐屯地（工場用）月別電力使用状況

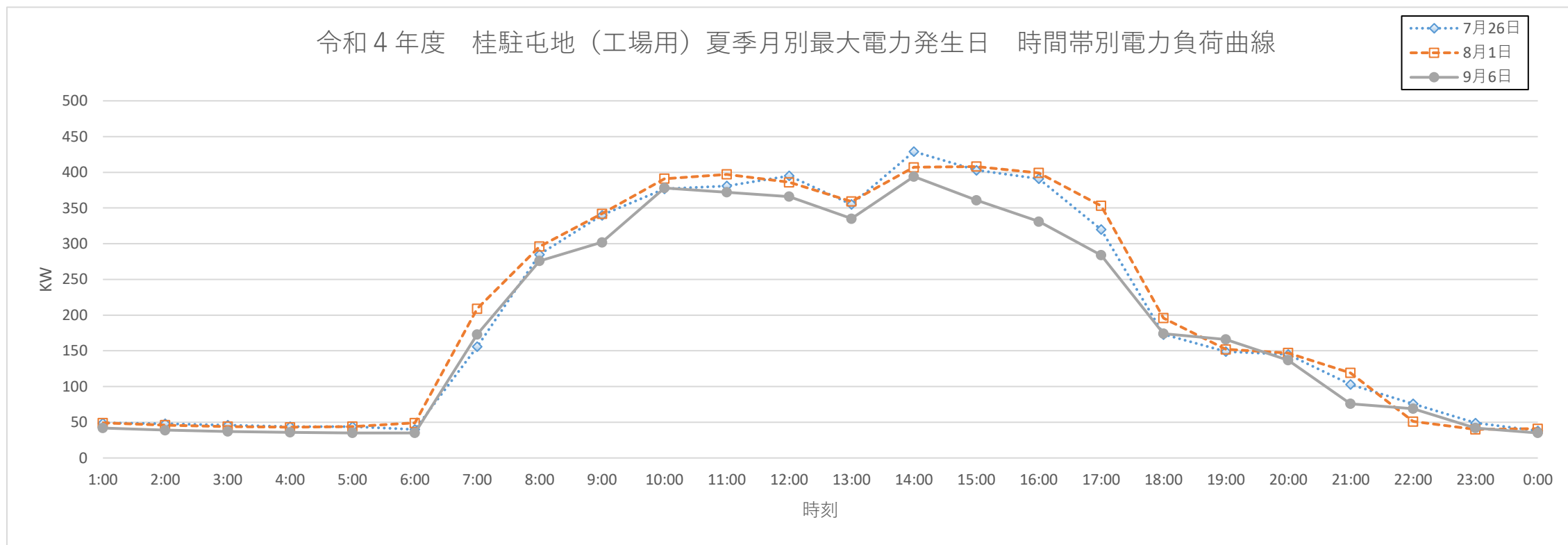


電力使用量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	(KWH)	62,065	51,352	79,442	84,076	91,259	85,005	65,941	63,258	77,135	83,734	76,137	78,689
令和3年度	(KWH)	57,570	50,410	73,779	95,369	90,533	85,102	70,946	69,669	84,665	92,108	92,256	84,245
令和4年度	(KWH)	58,873	51,895	79,582	98,637	83,058	83,683	60,781	62,404				



当月最大電力	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	(KWH)	267	222	353	412	449	394	251	295	335	418	398	310
令和3年度	(KWH)	244	242	373	450	450	430	349	338	337	394	356	322
令和4年度	(KWH)	240	266	435	429	423	394	304	258				

令和4年度 桂駐屯地（工場用）夏季月別最大電力発生日 時間帯別電力負荷曲線



令和4年度 夏季月別最大電力発生日 時間帯別最大電力 (KW)

	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00
7月26日	49	48	46	44	44	40	156	285	340	377	381	395	355	429	403	391	320	173	149	145	103	76	49	38
8月1日	49	46	44	43	44	49	209	296	342	391	397	386	359	407	408	399	353	196	152	147	119	51	40	41
9月6日	42	39	37	36	35	35	173	276	302	378	372	366	335	394	361	331	284	174	166	137	76	69	42	35

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

RE 100**JOIN NOW**

How To Guide

Companies joining RE100 make a global, public commitment to 100% renewable electricity.

To achieve this goal, they must match 100% of the electricity used across their global operations with electricity produced from renewable sources. These can include biomass (including biogas), geothermal, solar, water, and/or wind – either sourced from the market or self-produced.

What are the requirements to become a RE100 member?

1. Meet the joining criteria

To join the RE100 initiative, companies must meet certain requirements (i.e. size, sector) outlined in the RE100 **joining criteria** ([downloads/RE100 Joining Criteria.pdf](#)). The commitment includes all electricity that a company consumes (including self-generated electricity).

2. Set an ambitious RE100 target

RE100 companies must select a target date for achieving 100% renewable electricity. The minimum requirements are:

- 100% by 2050, with interim steps of at least:
- 60% by 2030;
- 90% by 2040

If a joining member company is already at 100% renewable electricity, they are invited to share the date they reached this achievement. In this case, and if the company has a year-on-year rolling target, its target year will be the reporting year.

The average target date for RE100 companies is 2028, with those based in more mature markets such as Europe and the US tending towards shorter timeframes. Based on the rate at which the global power system needs to be decarbonised to meet the ambitions in the Paris Agreement, no company should set a date later than 2050. **Setting a 100% renewable electricity target by 2030 at the latest shows a strong level of leadership.**

The target applies to all operations globally, but companies have the possibility to exclude from the scope of their target some small operations which have negligible impact on local demand, up to 100 MWh per market for a limited number of markets. The full details are available in our **Materiality Threshold** ([media.virbcdn.com/files/6e/b1012f213ef45d02-RE100MaterialityThresholdDec2019.pdf](#)) document.

3. Source renewable electricity in line with the RE100 criteria

RE100 member companies must progress towards their 100% commitment in line with the RE100 criteria, contained in the following three documents:

A. **Technical Criteria** ([media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf](#)) (a version in **Mandarin Chinese** ([media.virbcdn.com/files/2f/b50645f29da10098-RE100TechnicalCriteria_Chinese.pdf](#)) is also available), which gives details on:

- The technologies that we consider to be renewable;
- The sourcing options we recognise (both self-generation and purchase options);
- How to make credible unique use claims depending on the sourcing option chosen

B. **Guidance on making credible renewable electricity usage claims** ([media.virbcdn.com/files/62/53dc80177b9cc962-RE100CREDIBLECLAIMS.pdf](#)), providing details on:

- How renewable electricity claims are distinct from offsetting claims;
- The attributes needed to claim renewable electricity usage;
- The definition of a credible attribute tracking system – we have identified that RECS (US and Canada), GOs or REGO (Europe), T-REC (Taiwan), Green Power Certificate/J-Credit (renewables) (Japan), I-REC (International) and TIGR (International) meet those criteria

C. **Market boundary criteria** (/media.virbcdn.com/files/7e/191491523d3effa5-27052019_NoteonMarketBoundaryCriteria.pdf), defining what can be considered as a single electricity market; to comply with RE100, the electricity consumed by the members must be produced within the same market boundary as it is consumed. So far, the market boundaries are country boundaries, except from the European and the North American markets.

4. Report progress annually

Company progress towards 100% renewable electricity must be reported annually via the RE100 Reporting Spreadsheet or **CDP's Climate Change questionnaire**. (<https://guidance.cdp.net/en/tags?cid=2&ctype=theme&gettags=0&idtype=ThemeID&incchild=1µsite=1&otype=Guidance&page=1&tgprompt=TG-124%2CTG-127%2CTG-125>) Consumption and production of renewable electricity need to meet credibility and transparency requirements.

The data collected is published in the **RE100 annual reports** (<http://there100.org/reports-briefings>) and provides the insights on corporate renewable electricity sourcing and aggregated demand, that drive and direct our policy work globally.

5. Communicate transparently on the barriers faced

Procuring renewable electricity in some markets is challenging and we recognise that corporate ambition to reach 100% may outpace availability in some areas.

If a company does not reach their 100% target because they cannot make credible claims of renewable electricity use in a market, this does not represent a failure of the company. Rather, it is an opportunity to use their influence in combination with other RE100 members and supporting organisations to advocate for market change.

If none of the sourcing options considered as credible in the RE100 criteria is available – including onsite self-generation – we recommend that:

- Companies communicate transparently and publicly on the barriers they face in those markets and countries, as their voices are powerful;
- Companies operating in the country try to aggregate their demand and to develop a solution. We are happy to discuss opportunities to connect members in regions where sourcing renewable electricity is particularly challenging;
- Companies engage with key stakeholders such as governments and energy companies to develop new options that suit their needs.

Renewable energy is a fast-evolving sector and we expect that all regions will have renewable energy sourcing options available in the near future.

What is considered as leadership for corporate sourcing of renewable electricity?

There are multiple ways in which a company can demonstrate leadership on renewable electricity. **The leadership paper** (</media.virbcdn.com/files/ef/f8e97377fa5493be-RE100LeadershipPaper.pdf>) provides a framework for companies seeking to demonstrate leadership in the transition to 100% renewable electricity, and gives examples of best practice already being implemented by leading RE100 members.

Contact

For queries related to the joining criteria or to get in touch about joining RE100, please contact info@RE100.org (<mailto:info@RE100.org>).

For more information about the technical criteria, or any technical questions, please contact re100@CDP.net (<mailto:re100@CDP.net>).

[JOIN NOW \(MAILTO:INFO@RE100.ORG%20\)](mailto:info@RE100.org)

[Contact](#) [Press](#) [Terms & Conditions](#)

<http://there100.org/going-100>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エネルギー比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エネルギー

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計(kWh)					

総計(kWh)

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再生可能エネルギー由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生可能比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること